

大きな噴石飛散等の際の島内避難マニュアル

このマニュアルは、大きな噴石飛散等の際、島内避難を要する地域の住民の皆様に避難手順等を説明するものです。

桜島火山ハザードマップ（令和5年6月発行）及び島外避難マニュアルと合わせて、いつでも見返すことができるように保管してください。

①【有村町】が島内避難を要する火山災害現象等

- 【有村町】が島内避難を要する地域となるのは、
居住地域付近への大きな噴石（20～30cm以上）の飛散や火砕流の流下等が発生し、警戒範囲が3km又は3.5kmとなった場合
- 島内の避難所【高齢者福祉センター東桜島】に避難用バス又は自家用車等で避難
- 普段から避難に備えて非常持出品などを準備しておく。
※避難生活は最短3日間を想定
状況によっては、長期化することも想定
- 家族との連絡方法について確認しておく。

- 貴重品
- 食料、水
- 着替え
- 眼鏡
- 服用薬
- ヘルメット
- 懐中電灯
- など



②「噴火警報」が出たら

- 噴火警戒レベルの引上げや警戒範囲の拡大が行われるため、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、市からの避難情報（下記③④）の発令に備え、避難の準備をする。

③「高齢者等避難（島内）」が出たら

噴火警戒レベル4

- 高齢者等（避難に時間がかかる方や観光客など）は避難（ペットも一緒に避難）
- 避難用バスのルート及び集合場所は裏面参照
- この段階で家族全員が避難する世帯は、玄関等に避難完了板を掲示
- 避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。（既に避難した方も、電話で連絡）
- 高齢者等以外のその他の住民は避難の準備をする。

情報入手先

防災行政無線、メール、SNS、消防車両、テレビ・ラジオ等でお知らせ

④「避難指示（島内）」が出たら

噴火警戒レベル5

- すべての住民は、速やかに避難（ペットも一緒に避難）
- 避難用バスのルート及び集合場所は裏面参照
- 世帯全員の避難が完了したら、玄関等に避難完了板を掲示
- 隣近所に声をかけながら、お互い協力して全員が安全に避難する。
- 避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。（既に避難した方も、電話で連絡）



【有村町】の避難用バスのルート及び集合場所

- **【有村町】** 及び【古里町古里東地区（1班の一部、2・3班）】の住民の避難用バスは、以下の①～⑨の集合場所（1便目のみ、⑤→有村溶岩展望所（転回）→⑥）を通過して、島内の避難所【高齢者福祉センター東桜島】に避難します。
- 避難用バスに乗車する場合は、**最寄りの集合場所**で乗車してください。

